静岡県告示第197号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年3月12日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

路線名		供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の期日
伐壮去取纳		袋井市上山梨字中川原 809 番の4から							△チп9年9日19日
袋井春野線		袋井市上山梨字上川原入分 818 番の4まで							令和3年3月12日